

令和4年3月五島市議会定例会追加議案議案表

(令和4年3月2日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第43号	五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について	1
議案第44号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	2
議案第45号	五島市職員の給与に関する条例等の一部改正について	3

議案第43号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正について
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案を次の
とおり提出する。

令和4年3月2日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例第39
号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第7条第2
項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項
において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額
に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」とい
う。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、
期末手当は、支給しない。

（提案理由）

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定
するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理
由である。

議案第44号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年3月2日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（提案理由）

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第45号

五島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年3月2日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(五島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 五島市職員の給与に関する条例(平成16年五島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年五島市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第7条第7項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 五島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年五島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第10条又は第18条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の五島市職員の給与に関する条例第29条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び五島市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第29条第4項から第6項まで（五島市職員の育児休業等に関する条例（平成16年五島市条例第34号）第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は公益的法人等への五島市職員の派遣等に関する条例（平成16年五島市条例第35号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定によ

り採用された職員をいう。次号において同じ。) 以外の職員 次に掲げる職員
の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 五島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第1
項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を考慮し、期末手当の支給割合を改定
するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理
由である。